

しあわせ南流

南流山地区社会福祉協議会
広報部会事務局
会長 市川 誠

いきいきシニアの会

9月28日(日)、南流山センターの大ホールで南流山地区社協主催・流山市後援の『第5回いきいきシニアの会』を開催し、200名を超える皆様にお集まりいただき会を楽しんでいただきました。

白寿・米寿・喜寿を迎えられた皆様へのお祝いの贈呈の後、なかよし保育園の園児の皆さんによる「こどもハイヤ節」、南流山中学校吹奏楽部の皆さんによる『時代劇メドレー』と『演歌メドレー』、南流山小学校音楽部の皆さんによる「風の歌」などのリコーダー合奏、南流山中学校の皆さんによる『島唄』などの三線演奏、長寿会の皆さんによる「ふるさと」などの合唱、寿楽会の皆さんによる「ふるさとの夕陽」などの合唱が行われ、会場の皆さんに午前中の演芸の部を楽しんでいただきました。また、南部地域包括支援センターの早川さんに冬季の入浴上の注意として『お風呂の話』の講演をしていただきました。

お弁当と暖かい汁物を囲んでの会食を終えてカラオケを楽しんでいただいた後、美粧の会の皆さんによる日舞「よさこい時雨」、南流山婦人会の皆さんによるフラダンス、水仙の会の皆さんによる踊りを楽しんでいただきました。



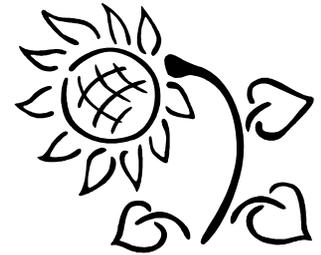
南流山小学校音楽部の皆さんによるリコーダー合奏

南流山ひまわり会

『しあわせ南流』(第39号)で、「ご高齢で一人暮らしをされている方や、ご夫婦で暮らされていても病気などで不安をお持ちの方々が地域で安心して暮らすことにお役に立てれば」と発足した「南流山ひまわり会」について紹介しました。『いきいきシニアの会』の招待状に同封の依頼書をご返信いただいた皆様を

対象に、11月より会の活動をスタートさせました。会のサービスの利用をご検討の方は『南流山ひまわり会』代表までお問合せください。(注:「しあわせ南流」(Web版)では代表名は非公開。)

- 「お元気うかがい」として玄関先に訪問させていただき、地域との繋がりを継続できるようにします。
- お住まいの外から「見守り」させていただきます。
- 困ったことが起きた時の連絡役を務めさせていただきます。



脳卒中が疑われたら

2008年の日本の死亡の原因(推計)は悪性新生物(ガン、34.3万人)、心疾患(18.4万人)、脳血管疾患(12.6万人)とされます。脳血管疾患は脳梗塞と脳出血に大別されます。脳梗塞は脳の血管が血栓で詰まってその先へ酸素や栄養が供給されなくなり、脳の組織が破壊されるもの、脳出血は動脈硬化でもろくなった脳の血管が高血圧で破れるものです。前者の場合、発症直後(3時間以内)であれば、血栓溶解療法により後遺症を最小限に抑えられる可能性もあります。

そのため、脳卒中が疑われる次の症状がでたら即刻、119番をかけて、病院での治療を受けてください。救急車の不適切な利用が社会問題となりましたが、このような症状があったら迷う必要はありません。

脳卒中の主な症状

- 片方の手足・顔半分の麻痺・しびれが起こる(手足のみ、顔のみの場合もあります)
- ロレツが回らない、言葉が出ない、他人の言うことが理解できない
- 力はあるのに、立てない、歩けない、フラフラする
- 片方の目が見えない、物が二つに見える、視野の半分が欠ける
- 経験したことのない激しい頭痛がする

【出典】社団法人日本脳卒中協会

<http://jsa-web.org/>

B型・C型肝炎の 治療公費負担制度について



平成20年4月から「千葉県肝炎治療特別促進事業」としてB型及びC型肝炎に対するインターフェロン治療への公費による助成制度が開始されました。

C型肝炎ウイルスに感染した人はわが国で200万人以上いると推定され、1989年以前の輸血や血液製剤の投与、そして昔行われていた予防注射での注射器の使い回しなどが感染原因にあげられています。C型肝炎は慢性肝炎、肝硬変へ進行し、肝細胞がんの発生につながりますが、早期にインターフェロン治療を受けることでウイルスを除去できます。インターフェロン治療の医療費が高額であったことが治療の妨げとなっていました、助成の道が開かれたものです。

早期発見、早期治療が重要です。詳細は松戸保健所(TEL 047-361-2121)へお問い合わせください。

介護保険のサービスの利用

食事や排泄、整容、更衣、入浴、移動、歩行など、人間が独立して生活を営むのに必要な身体動作を「日常生活動作」(ADL: Activities of Daily Living)といます。加齢や疾病などでこの日常生活動作を一人でやるのが難しくなった場合、介護保険法に基づいて表1の介護保険サービスが利用できます。

65歳以上の方には「介護保険被保険者証」が交付されていますが、介護サービスを利用するにはさらに「要介護認定・要支援認定」の申請を流山市役所介護支援課(TEL 7150-6531、FAX 7158-2727)、南部地域包括支援センター(TEL 7159-9981、FAX

表1 介護保険のサービス

分類	サービス項目
訪問を受けて利用するサービス	訪問介護(ホームヘルプ)
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
施設に通って受けるサービス	通所介護(デイサービス)
	通所リハビリテーション(デイケア)
施設に入所して受けるサービス(在宅扱い)	短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)
施設に入所して受けるサービス	特定施設入居者生活介護(介護保険が使える有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅)
福祉用具を整備するサービス	福祉用具貸与
	福祉用具販売
住宅環境整備サービス	住宅改修

注) それぞれのサービスには費用がかかります。

7178-8555)、居宅介護支援事業者(あけぼの介護センター流山、千葉愛友会記念病院など)のいずれかで行ない、認定を受ける必要があります(40~64歳の方の被保険者証は申請により交付されます)。そして要支援度・要介護度で支給限度額が設定されます。

「要支援」と判定の方は南部地域包括支援センターが担当となって支援計画(ケアプラン)を立て「予防給付の介護予防サービス」を利用できるようにします。

「要介護」と判定され、在宅で介護を受ける場合は、依頼する居宅介護支援事業者を決めた後、流山市役所介護支援課へ「ケアプラン作成依頼届出書」を提出し、居宅介護支援事業者のケアプラン作成後、サービス事業者と契約、在宅サービス利用という流れになります。

「要介護」と判定され、在宅介護が困難な場合、施設に入所して受けるサービスの利用となりますが、例えば特別養護老人ホームは待機人数が多い現状にあり、短期入所を利用しながら入所を待つ状態もあります。

介護保険は複雑なしくみです。まずは南部地域包括支援センターに連絡して相談から始めてください。

【参考】

- 1) 「新しい肝炎総合対策の推進」(厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/index.html>
- 2) 「千葉県肝炎治療特別促進事業について」(千葉県)
http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_sippe/9kannsensyou/kanen/kanenzyosei.html
- 3) 要介護認定について(流山市)
http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/kai_goshien/nintei1.htm